

役員改選の進め方について

役員改選に備えた準備を次の考え方に沿って進めることとしたい。

1. 基本的な考え方

最近の事業環境を踏まえると、考慮すべき事項は「公益法人改革への対応」であるが、早ければ 2013 年 4 月からの新体制となる見込みであるので、公益法人改革に関する役員検討会の議論を反映することとする。

具体的には、次期役員改選に向けての手続きは現在の定款等に基づいて行うが、新体制 / 新定款では役員の定員変更もあり得ることから、新体制の役員構成にも対応できるように人選を進める。

2. 検討を担当する理事

役員改選の検討を担当する役員を理事会として決定し、当該役員が「次期役員選任の考え方」を検討の上で理事会に提案することとする。

具体的な担当役員は、今回理事長が指名し、理事会が承認することとする。

3. 検討スケジュール

2012 年 2 月 理事会にて「役員改選の具体的手続き」「次期役員選任の考え方」を承認する

2012 年 3 月 理事会にて「理事会推薦候補者」を承認する

2012 年 5 月 理事会にて「次期役員候補者」を承認する

2012 年 6 月 総会にて「新役員の選任」を決議する

4. その他

公益法人改革に関する役員検討会の状況は適宜理事会に報告し、上記に反映していく。

以上